

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第五号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(広島県情報公開条例の一部改正)

第一条 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(広島県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号ハ中「第二条第一項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第四条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号を次のように改める。

七 国立研究開発法人森林総合研究所

(広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部改正)

第五条 広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例（平成十三年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第七条中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。